

令和4年

第8回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨時会 =

令和4年11月25日(金) 1日

宮古島市議会

目 次

◎ 第8回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 11月25日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第174号

令和4年第8回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和4年11月18日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和4年11月25日（金）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 令和4年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）
- (4) 令和4年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (5) 令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (6) 令和4年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- (7) 令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- (8) 令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- (9) 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (10) 宮古島市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (11) 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (12) 専決処分ゝ報告について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第94号	令和4年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)	市 長	令和4年 11月25日	令和4年 11月25日	原案可決
議案 第95号	令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	"	"	"	"
議案 第96号	令和4年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)	"	"	"	"
議案 第97号	令和4年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)	"	"	"	"
議案 第98号	令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	"	"	"	"
議案 第99号	令和4年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	"	"	"	"
議案 第100号	令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)	"	"	"	"
議案 第101号	令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算(第3号)	"	"	"	"
議案 第102号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	"	"	"	"
議案 第103号	宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	"	"	"	"
議案 第104号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	"	"	"	"
報告 第13号	専決処分の報告について	"	"	/	/

開会日（令和4年11月25日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和		也	〃	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝		成	〃	前	里	光	健	〃
富	浜	靖		雄	〃	西	里	芳	明	〃
下	地	信		男	〃	長	崎	富	夫	〃
新	里			匠	〃	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政		作	〃	上	里		樹	〃
山	下			誠	〃	栗	国	恒	広	〃
池	城			健	〃	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅		司	〃	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉		人	〃	山	里	雅	彦	〃

令和 4 年

第 8 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

令和 4 年 11 月 25 日 (金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和4年第8回宮古島市議会臨時会（11月）議事日程第1号

令和4年11月25日（金）午前10時開会

- | | | | |
|-------|---------|--|--------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃 第 2 | | 会期を定めることについて | |
| 〃 第 3 | 議案第102号 | 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について | （市長提出） |
| 〃 第 4 | 〃 第103号 | 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 5 | 〃 第104号 | 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第 6 | 〃 第 94号 | 令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第6号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 7 | 〃 第 95号 | 令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 8 | 〃 第 96号 | 令和4年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 9 | 〃 第 97号 | 令和4年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号） | （ 〃 ） |
| 〃 第10 | 〃 第 98号 | 令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第11 | 〃 第 99号 | 令和4年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第3号） | （ 〃 ） |
| 〃 第12 | 〃 第100号 | 令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号） | （ 〃 ） |
| 〃 第13 | 〃 第101号 | 令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号） | （ 〃 ） |
| 〃 第14 | 報告第 13号 | 専決処分の報告について | （ 〃 ） |

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

令和4年第8回宮古島市議会臨時会（11月）会期日程計画表

令和4年11月25日（金）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
11月25日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和4年第8回宮古島市議会臨時会（11月）会議録

令和4年11月25日（金）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（閉会＝午前10時50分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	伊川秀樹〃	総務課長	豊見山徹〃
企画政策部長	垣花和彦〃	国民健康保険課長	砂川真理子〃
総務部長	與那覇勝重〃	教育長	大城裕子〃
福祉部長	仲宗根美佐子〃	教育部長	砂川勤〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	友利克〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和4年第8回宮古島市議会臨時会（11月）諸般の報告書

令和4年11月25日（金）

	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の兩名から令和4年9月分例 月出納検査結果報告があった。
10月11日～ 14日	経済工務委員会の「令和4年度行政視察」を兵庫県養父市、京都府京都市で実施し た。 同行政視察では、①養父市バイオマス産業都市構想について、②スマート農業実証 プロジェクトについて、③トーヨーバイオメタンガス発電所の視察、④六次産業化の 取組について調査を行った。
10月25日～ 27日	北陸地方等（富山県、石川県、福井県、岐阜県）で行われた「令和4年度沖縄県市 町村自治会館管理組合役員県外視察研修」に参加した。
11月 8日	「第40回離島振興市町村議会議長全国大会」にオンライン形式により出席した。
11月 8日～ 11日	総務財政委員会の「令和4年度行政視察」を広島県広島市、香川県高松市で実施し た。 同行政視察では、①広島DMO関係の視察、②広島テレビデジタル班の視察、③香 川県庁、官民共創DX関係の視察、④スマートシティたかまつの取組について調査を 行った。
11月15日	議会運営委員会が開催され、「宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例（案）」 について協議を行った。
11月18日	座喜味一幸市長から、令和4年第8回宮古島市議会臨時会（11月）の招集告示を した旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
11月21日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日11月25日の1日と するのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略 し処理することと決した。 また、「宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例（案）」について協議を行い、 同条例（案）を確定した。 ----- 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和4年第8回宮古島 市議会臨時会（11月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決 した事項の報告を行った。
11月22日	沖縄市で開催された「第44回全国土地改良大会沖縄大会」に出席した。 以上

◎議長（上地廣敏君）

ただいまから令和4年第8回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

11月18日、座喜味一幸市長から令和4年第8回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

11月21日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日11月25日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかにつきましては、配付済みの報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（上地廣敏君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において山里雅彦君及び砂川和也君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日11月25日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月25日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第102号から日程第14、報告第13号までの計12件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和4年第8回宮古島市議会臨時会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案の8件、条例議案3件、報告1件の合計12件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第94号、令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）。今回の補正は3,862万9,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ398億312万7,000円と定めてあります。

議案第95号、令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は58万

6,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億1,548万6,000円と定めてあります。

議案第96号、令和4年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は36万4,000円の増で、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,178万5,000円と定めてあります。

議案第97号、令和4年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は193万4,000円の減で、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ59億6,749万1,000円と定めてあります。

議案第98号、令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は3万7,000円の減で、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ5億3,193万3,000円と定めてあります。

議案第99号、令和4年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第3号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で27万5,000円の増となっております。

議案第100号、令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で8万5,000円の増となっております。

議案第101号、令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で4万7,000円の増となっております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第102号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について。令和4年沖縄県人事委員会の給与勧告に伴い、宮古島市職員の給料表及び勤勉手当の改定を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給月数を引き上げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職員との均衡を考慮し、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第13号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なる審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第3、議案第102号から日程第14、報告第13号までの計12件に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎久貝美奈子君

議案第102号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、関連して質疑いたします。

今回会計年度任用職員に対する条例の一部改正案が上がっていませんが、会計年度任用職員については今回改正はないということでしょうか、ちょっと教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員について引上げはないかということでございます。今回の勧告につきましては、特別

給、ボーナスの引上げ分につきましては勤勉手当で配分するように勧告をされてございます。会計年度任用職員には勤勉手当の支給がなく、人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告においても会計年度任用職員については勧告内容が示されておりません。現段階では沖縄県の方針も明確に示されていない状況にあるために、会計年度任用職員の期末手当の引上げにつきましては今後県の動向や他市の状況も見ながら検討していきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

前回の人事院勧告に伴う改正については、同じように会計年度任用職員の手当も下げられたと思うんですけども、今回上げるときに会計年度任用職員が対象でないというのがちょっと気になる場所なんです。県の動向を見てということなんです、今現在まだそういった案は出ていないということですか。見込みといいますか、今年度中にそういうのが、県のほうも会計年度任用職員を該当するというのは、案は出ていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

現在のところ正式に案は出ておりませんが、今後県と、あとは労働組合との交渉があると思いますので、そこら辺を見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

今回は期末手当のほうで引上げということなんです、前回引下げのときには勤勉手当に係る部分も引き下げられたということですか。前回の会計年度任用職員も引き下げられたというときなんです。

◎総務部長（與那覇勝重君）

前回の勧告につきましても、県のほうが期末手当のほう引下げを示されておりますので、同様に引き下げたという経緯でございます。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

24ページの専決処分の件なんですけど、ちょっと説明を求めたいなと思って。どのようにしてその5万6,667円の損害賠償額が決まったのか。こういうのって示談なのかとか。もう一つ言うと、ちゃんとした保険会社がやるというんだったら過失割合とかあると思うんですけど、この金額が。例えば犬って放し飼いだっただけではないのかとか、そこら辺のことをちょっと説明してもらえたら。よろしくお願ひします。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、保険割合でございます。宮古島市の保険割合が4過失割合、4割でございます。その割合につきまして、小犬は放し飼いでございました。飛び出しということで、ペットに関しては物損事故になります。保険会社と調整しながら過失割合を決めていくんですけど、まずペットであること、放し飼いであったことということを含めて、協議しながら最終的に4割負担ということになっております。

◎平良敏夫君

この5万6,667円の根拠も聞いたんですけど、4割、6割の負担割合ということは今言っていましたけど、それにしても結構、5万6,667円って治療費ですか。そういうところも聞いたんですけど。一番の問題は犬の放し飼いというのが大きな問題だと思うんですけど、それはちらっと言ったかな。これは保険会社に負

担割合してもらって、アジャスターに調査してもらっての金額なのか。5万6,000円余りの金額は、根拠をちょっと聞きたいんですけど。

◎教育部長（砂川 勤君）

失礼いたしました。5万6,667円、子犬なんですけど、その購入した額は約15万円だということです。そのうちの割合の4割、それが5万6,000円ということになります。この15万円って減価償却も加味しながらということでの金額でございます。

◎平良敏夫君

今の話を聞くと、例えば今の物損事故だから、犬の値段、減価償却した後の今の値段ということになっているような気がするんですけど、例えばこれには幾らで買って減価償却費幾らでやってということもちゃんと調査した上での4割負担ということになっているのかなということと、そういうことをしないとその相手側の言い分が例えば通ることになるから。

それともう一つ、そういう事故って初めて専決処分について聞くもんだから、ちょっと分からんことがたくさんあるんですけど、犬だけではなくて猫にも当たるんだろうなと思うんですけど、そういうことも含めてちょっともう一回答弁をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

こちらと事故調査会社とのやり取りでございます。これまでに猫とかはございませんけども、過失割合が40%で、放し飼いをしていたかどうか、あるいは運転手の過失があるのかどうか、あるいはこの事故の状況を加味してその保険会社、弁護士と、早期解決をしたいという話もいろいろありまして、2割、3割なのか、4割、5割という部分でお互いで調整しながらいろいろ譲歩した結果、4割が過失負担ということになっております。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時20分）

再開します。

（再開＝午前10時23分）

◎教育部長（砂川 勤君）

失礼いたしました。購入金額が15万円でございます。減価償却後の金額が14万1,667円、その過失割合4割の5万6,667円となっております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでありますけども、これ詳しくどれぐらいなのか、詳細をお願いします。

それと、議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、情報によると費用弁償がないような11市の中ではありますが、どれぐらいなのか。もしその11市の中で費用

弁償がない市あるのであれば、その説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての内容でございます。期末手当を引上げ改定する宮古島市の一般職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、今回の条例を提出してございます。支給月数につきましては、国の人事院の勧告内容に合わせて0.05月分を引き上げる内容となっております。現在、特別給につきましては年間3.25月数でございますので、これを3.30月数に引き上げる内容となっております。

続きまして、議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。宮古島市の一般職員との均衡を考慮しまして、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるための条例改正の内容となっております。支給月数につきましては、国の改定内容に合わせて0.05月引き上げる内容となっております。特別職と同じように、支給割合としましては3.25月から3.30月数になる内容となっております。友利光徳議員おっしゃっている費用弁償等とありますけど、この部分ではなくて、期末手当のみを引き上げる内容というふうになってございます。

◎友利光徳君

説明をいただきましたけれども、よろしければ額どれぐらいなのか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時27分）

再開します。

（再開＝午前10時28分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

すみません、今、市長、副市長、教育長という資料今手元にございませんで、後で提供したいんですが、よろしいでしょうか。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良和彦君

私のほうからも1点質疑したいと思います。

議案第102号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてなんですけども、人事院勧告、国なんですけども、勧告を受けて月給が平均921円増額されております。それで、年間平均給与額5万5,000円増えて666万円というふうに出ておりますが、それで宮古島市のほうはどれぐらい平均増えて、年間給与はどれぐらい増えるのか、また平均でいいですので、教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、行政職（一）のほうでお答えをしたいと思います。まず、改定の対象となる職務の給与ですが、1級から5級となっております。在級する職員数は575人ですが、改定の対象となる職員につきましては296人というふうになってございます。1人当たりの平均増額は、1級で3,180円、これ月の金額になります。2級で2,719、3級で1,427円。4級と5級における対象者なしとなっておりますので、平均しますと

2,413円。これ月ですね。年額にしますと3万円弱ぐらいの増額というふうになってございます。

◎平良和彦君

それで、年間約3万円上がっているというふうな話をしておりますが、やはり先ほど久貝美奈子議員が申しておりましたように、パートタイム会計年度任用職員も報酬のほうを、やはりこれまでもコロナとかいろいろ大変な時期がありましたけども、これを乗り越えたのもやはりこのパートタイム会計年度任用職員のご尽力もあったのかなと私は考えております。そういう意味を考えて、それともう一つは、やはりかなり宮古島バブルということで人材確保も大変かなと思いますので、そういう意味を含めてこの報酬の増額は検討していないのかお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

職員の年収がどのぐらい上がるかということでございますけど、申し訳ございません、今資料を持ち合わせていないので、ちょっと資料を確認してからそれはお答えしたいと思っております。

あと、会計年度任用職員の件なんですけど、まず報酬につきましては職員の給与に準ずるというふうになってございます。それで、報酬につきましては職員と同様に上げるという条例となっておりますので、1人平均3,000円程度月で上がるということになってございます。

ご指摘の期末手当の件もございますが、先ほど久貝美奈子議員にもお答えしましたが、今後の県の動向とか、あとは各市の動向を見ながら、その中でしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

ただいまの議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと、議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑をさせていただきます。

まず、議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてともなんですが、これ人事院勧告に伴って引上げをするというんですけども、職員との均衡を図るという理由を挙げていましたけど、そのほかにこの指針となる、いわゆる根拠となる法律や条例の定めがあるかどうかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

職員の均衡を図るためというふうに申し上げました。それと、あと国の人事院のほうの勧告がございします。その2つ、勧告に基づいてやってあるということでございます。基準は、国の人事院の勧告というふうになってございます。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

私のほうからも1点ちょっとお聞きしたいと思います。

条例の新旧対照表があるんですけど、今回6月の支給と12月の支給に関して、改めて6月という感じでうたっているんですけど、これは支給率もちょっと若干違うんですけど、それもやはり県の人事委員会からの勧告に伴うという感じのご理解でいいですか。その辺をお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

6月の支給に関しましてはもう既に支給がされておりますので、6月は改正はないと。その代わり12月で職員は0.1月分を引き上げる、特別職は0.05か月を引き上げるという今年度の内容となっております。これも県の人事委員会勧告のとおりでございます。

それと、その次に次年度以降の6月と12月を同じ率にするという改正内容となっているんですけど、これも県に合わせて6月と12月は均等に支給するという県の方針もありますので、市としても同様に改正を行っているところでございます。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時37分）

再開します。

（再開＝午前10時38分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

改正前の100分の92.5という職員もあると思うんですけど、これは6月と12月合わせての同様の額になるので、これを既に6月は92.5支給してあるので、これを改めて6月は92.5をという表現をして、あとは12月に0.1上げるといふ改正の内容というふうになってございます。

◎栗国恒広君

今理解できました。これは質疑というよりも要望ですけど、やはりこういうふうな改正がされたということで、特別職をはじめ我々議員報酬も本当に市民が分かりやすいように、この表があるんですけど、1級から4級、7級まであるんですけど、あるいは市長、副市長、教育長、そうした特別職にある方のものをこれだけやったらと、上げたらどれぐらいになるんだというのをきちっと、やはり市民はここを知りたいと思うんです。我々議会でこれを可決して、これだけ上がりましたという、0.05上がりましたといっても、やはりなかなか市民がどこが0.05上がったのかなというのがないので、ぜひここはしっかり公表してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております12件のうち、日程第3、議案第102号から日程第13、議案

第101号までの計11件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第3、議案第102号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第102号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は可決されました。

次に、日程第4、議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「議長」の声あり)

◎上里 樹君

ただいまの議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてですが、まず人事院勧告によりこれが、引上げが提案されていますけども、何に対する支給なのか、何を根拠に金額や割合を決定するのか、指針が法律にも条例にも定めがありません。引上げの根拠がないということに鑑みて、現在の支給額が他市に比べて低いとか、そういうこともないと考えます。よって、私はこの議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、採決に加わず、退席させていただきます。

同じく議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についても、採決今議長からは提起されていませんけども、議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと同様の理由です。あわせて費用弁償の支給が現在宮古島市はなされていること、全国的にも、また県内11市の中でも費用弁償が廃止の流れであることを受けて、以上の理由を述べて私は採決に加わず、退席させていただきます。

(「議長」の声あり)

◎友利光徳君

私も、議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてはま

だやっていないんだけど、議案第103号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての額の詳細を知らないでこれ判断するというのは、ちょっと判断しかねますので、退席をさせてもらいます。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時44分）

（上里 樹君、友利光徳君、退席）

◎議長（上地廣敏君）

再開します。

（再開＝午前10時44分）

これにて討論を終結します。

これより議案第103号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は可決されました。

次に、日程第5、議案第104号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第104号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午前10時45分）

（上里 樹君、友利光徳君、着席）

◎議長（上地廣敏君）

再開します。

（再開＝午前10時45分）

次に、日程第6、議案第94号、令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）に対する討論の発言を

許します。討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は可決されました。

次に、日程第7、議案第95号、令和4年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は可決されました。

次に、日程第8、議案第96号、令和4年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は可決されました。

次に、日程第9、議案第97号、令和4年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は可決されました。

次に、日程第10、議案第98号、令和4年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第98号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は可決されました。

次に、日程第11、議案第99号、令和4年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第99号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は可決されました。

次に、日程第12、議案第100号、令和4年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は可決されました。

次に、日程第13、議案第101号、令和4年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和4年第8回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午前10時50分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和4年11月25日

宮古島市議会

議長 上地 廣 敏

議員 山 里 雅 彦

” 砂 川 和 也